

確約書は見合わせ

患者会
病助
侯互
水者

厚生省 の要求 原文修正し依頼書に

水俣病補償問題に対する政府の第三者機関設置に当たり、厚生省が要求してきた確約書について水俣病患者家庭互助会（山本亦由会長）は、一日午後一時から水俣市湯堂の松水会館で臨時総会を開いたが、「あくまであつせんを依頼するもので、仲裁についての確約書は提出できない」との意見に傾いた。このため厚生省からの確約書原文を大幅に修正するとともに「あつせん依頼書」に変え、三日午前中にも厚生省に対し、とりあえず電話で互助会の意向を伝えることになった。

問題の確約書は厚生省が第三者機関を設置するに当たって、チツと互助会の方に対し「私たちが

厚生省に水俣病にかかる紛争の処理をお願いするに当たりましては、これをお引き受けくださる委員の人選については一任し、解決に至るまでの過程で、委員が当事者双方からよく事情を聞き、また双方の意見を調整しながら論議を尽くしたうえで、委員会が出してくださる結論には異議なく従うことを確約します」との確約書原文を渡し、承諾を求めているもの。

同日の総会に先立ち、渡辺市助役、緒方市総務課長、広田市議会議長、瀬上市公害対策委員長、田中同副委員長が出席、それぞれの立ち場からこれまで厚生省をはじめ政府の関係各機関に陳情した経過や政府の考え方を報告した。た。渡辺助役らが退席したあと総会に移り、厚生省が示してきた確約書を原文通り受け入れて提出するかどうかについて協議した。席上、「厚生省が確約書を取るということは最終的に金額を示した場合、不服でも従えということなので、簡単には応じられない」という意見や「たとえ最終的に金額を示す仲裁であっても、それまでの過程において十分互助会の実情や意見を取り入れてくれることが約束されているから、結局はあつせんから仲裁の性格を持っていると思つ」との意見などがかわされ、結局は「絶対従つ」という確約書の提出を見合わせて、あくまであつせんを依頼する方針を決めた。

確約書は全員協議のうえ「あつせん依頼書」として大幅に原文を修正し、とりあえず三日午前中にも山本会長が市役所から電話を通じて厚生省の関係者に互助会の意向を伝えるが、厚生省の回答により

つては近く再び臨時総会を開き、次の対策を話し合うことにしている。なお互助会が修正したあつせん依頼書は次の通り。

私たちが厚生省に水俣病の紛争処理のあつせんをお願いするに当たりましては、これをお引き受けくださる委員の人選については一任し、解決に至るまでの過程で委員が現地水俣の実情も十分調査して当事者双方からよく事情を聞き、また双方の意見を調整しながら論議を尽くしたうえで、一日も早くあつせんしてくださるようお願いいたします。